

参考資料

令和 5 年 1 2 月 7 日 (木)

総務省自治行政局行政課

調達関連手続の概要

○ 調達関連手続（一般競争入札）は、①入札参加資格審査、②案件情報公開、③入札、④契約、⑤完了届・検査、⑥請求・支払から構成されている。また、指名競争入札については一般競争入札の手続に加えて指名手続が、随意契約については入札手続に代えて見積徴収等の手続がある。

①入札参加資格審査

契約の履行を確保するため、入札参加者の資格を設定する。事業者から申請を受け、当該資格を有するかどうかを審査する。

- ※ 入札から排除する欠格要件のほか、契約の内容に応じて定める積極要件を設定。（令167の4、令167の5①、令167条の5の2）
- ※ 入札参加資格の審査項目・必要書類、申請方法、審査基準については法令上規定されておらず、各地方公共団体において設定。

②入札の公告

入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等、無資格者による入札が無効な旨等を公告する。（令第167条の6）

- ※ 入札の公告の方法については、法律及び政令に別段の制限がなく、公報、新聞、掲示その他適宜の方式により広く一般に周知できるような手段で行われている。

③入札

事業者から入札参加の申込を受け、その入札参加資格を確認した上で、事業者から入札書の提出を受け、落札者を決定する。

- ※ 開札の立会い（電子入札の場合は立会いなしも可）、入札書の書換、引換、撤回の禁止、再度入札、同価入札の場合のくじ引きが規定。（令167条の8、167条の9）
- ※ 入札書等の様式・項目や入札の方法・手続については、法令上規定されておらず、各地方公共団体において設定。電子入札によることもできる。

④契約

契約書への記名・押印 / 契約内容を記録した電磁的記録への電子署名によって契約が確定する。

- ※ 地方公共団体が契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、契約書に記名押印し、又は電子署名を講じなければ、当該契約は確定しないものとされている。（法234条⑤）

⑤完了届・検査

契約の履行後、事業者から完了届の提出を受け、給付の完了の確認をするため必要な検査を行う。

- ※ 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないこととされている。（法第234条の2、令第167条の15②）
- ※ 完了届の様式・項目や提出方法については、法令上規定されておらず、各地方公共団体において設定。

⑥請求・支払

事業者から請求書の提出を受け、支出命令・支出を行う。（法第232条の4、令第160条の2等）

- ※ 請求書の様式・項目や提出方法については、法令上規定されておらず、事業者が任意の様式により提出。

入札参加資格の概要について

- 地方公共団体の契約は、公正性や機会均等の観点から、原則として、一般競争入札により地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とすることとされているが、**地方公共団体として契約の適正な履行をすることが不可能と思われる者と契約を締結することはできない。つまり契約の相手方となるべき者が、当該契約の履行に必要な能力を有しなければならないことから、地方自治法第234条第6項の委任を受けた地方自治法施行令第167条の4から第167条の5の2までの規定において、一般競争入札参加者の資格について以下のとおり区分して規定**されている※。

※ 指名競争入札については、地方自治法施行令第167条の4及び第167条の5の規定を準用している。

(1) 絶対的欠格要件 (令167条の4①) (特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加させることができない)

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(2) 任意的欠格要件 (令167条の4②) (3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる)

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- ⑦ 入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 任意的積極要件 (令167条の5①) (必要があるときに、あらかじめ、契約の種類・金額に応じて定めることができる)

経営の規模及び状況を要件とする資格 (①工事、製造又は販売等の実績、②従業員の数、③資本の額、④その他)

(4) 追加の任意的積極要件 (令167条の5の2) (契約の性質・目的により入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときに更に定めることができる)

- ① 事業所の所在地、②当該契約に係る工事等についての経験の有無、③技術的適性の有無 等

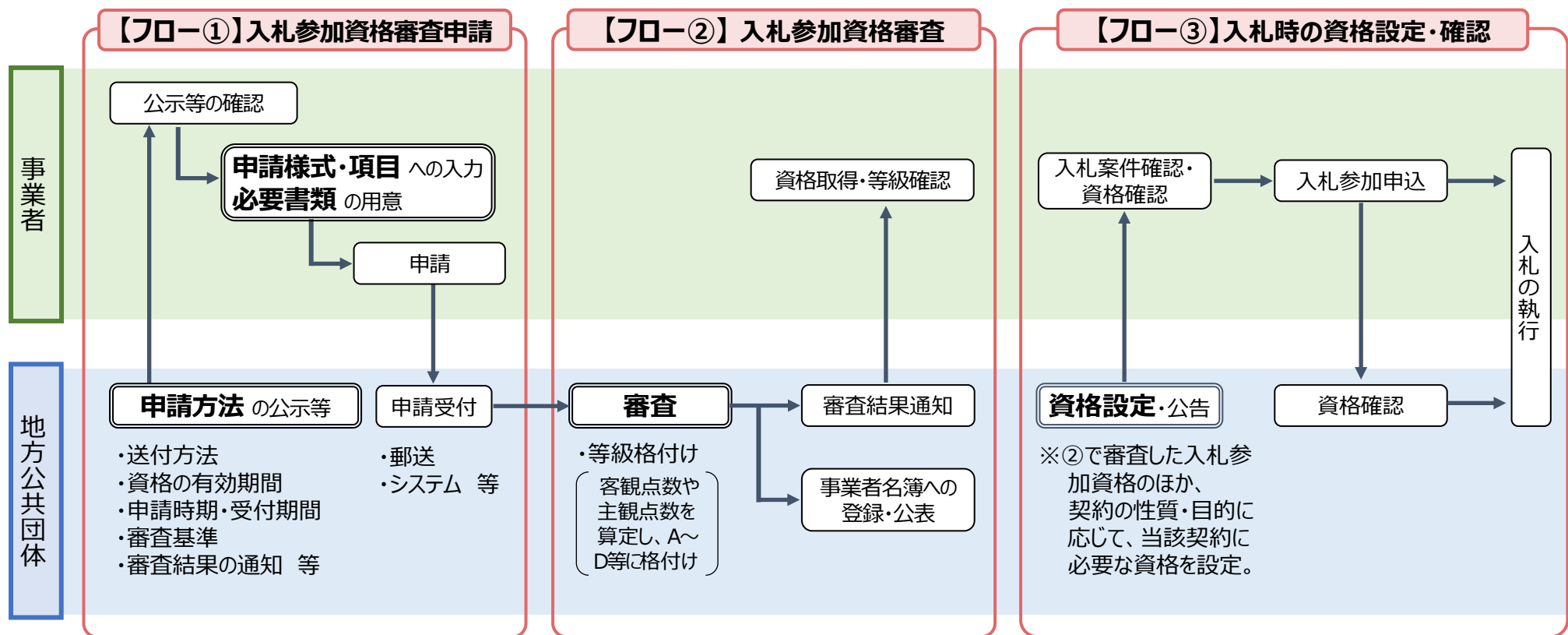
いわゆる地域要件

入札参加資格審査の運用について

○ 各地方公共団体においては、当該団体への入札参加を希望する事業者が、契約の相手方として不適当な者でないかどうかや、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力及び技術等を有しているかどうかを判定し、契約の履行を確保するため、地方自治法施行令の規定に基づき、契約の種類、金額、性質及び目的に応じて、必要な入札参加資格を設定している。

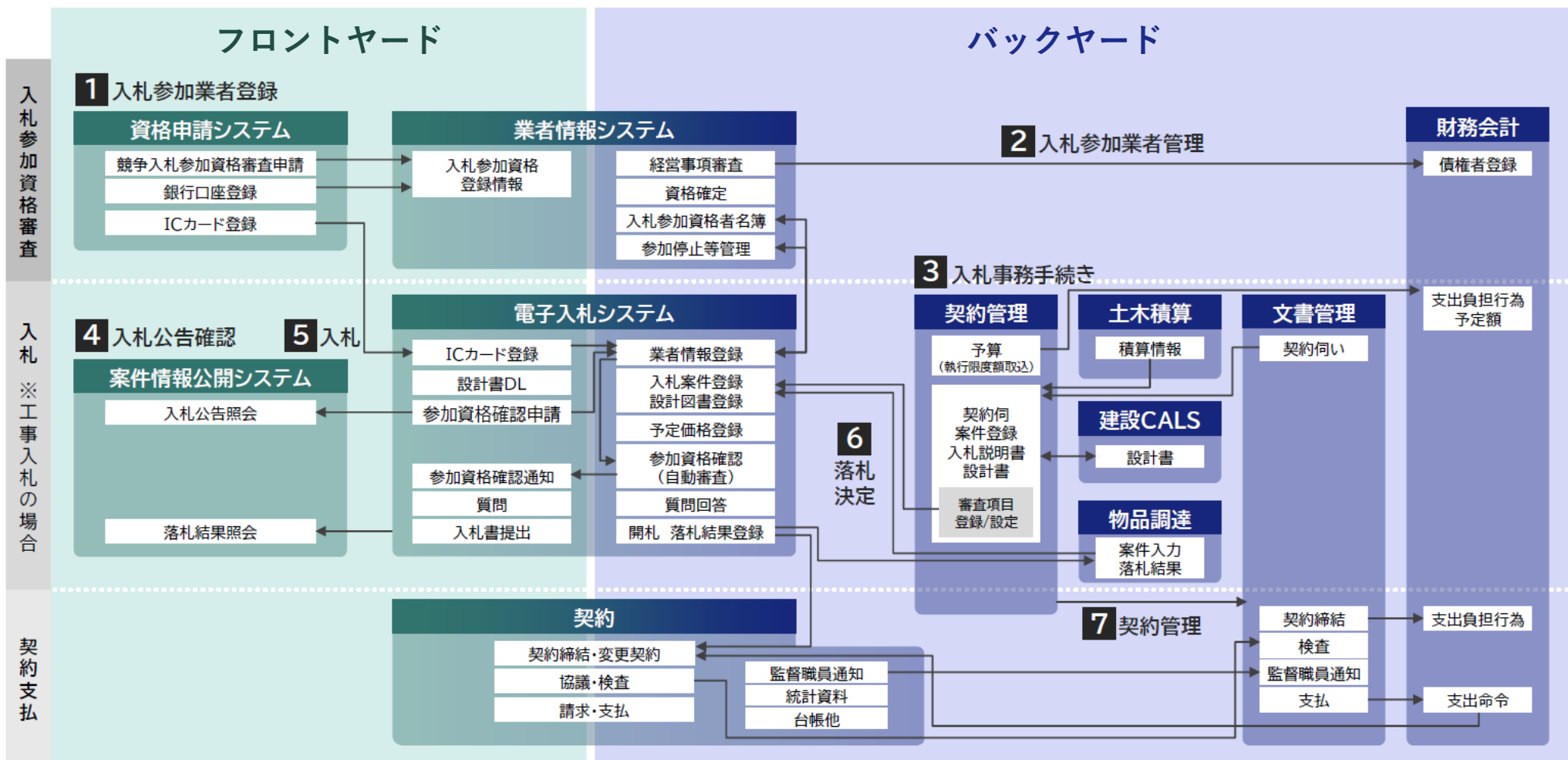
- ・ 具体的には、各地方公共団体においては、あらかじめ、事業者から、定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付け（フロー①）、当該申請内容を基に、申請者の等級（A～Dや順位等）を資格の種類（契約種別）ごとに格付け（特に建設工事）し、入札参加資格者名簿（事業者名簿）に登録している（フロー②）。
- ・ また、入札の際、個別具体の契約の実態に即した入札参加資格を設定し、事業者の当該資格の有無を確認している。（フロー③）。

【一般的な運用フロー】



地方公共団体のシステムの相関関係

※総務省 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第11回）資料3（日本電気株式会社資料）を一部加工



地方公共団体における調達関連手続の共通化の取組（愛知県の例）

- **愛知県、県内51市町村及び6一部事務組合では、共同で物品や委託・役務の調達手続に係る電子調達システムを運用。**
- **当該電子調達システムにより、入札参加資格審査申請手続、調達案件情報の閲覧、入札（見積）の提出・開札、入札結果の閲覧等の一連の調達手続を発注機関に出向くことなくインターネットを介して行うことができるようになっている。**
- ※ 愛知県及び県内市町村（名古屋市を除く。）が共同で設立した「あいち電子自治体推進協議会」において、各種システムを開発・運用。
- ※ 建設工事及びコンサルタントの調達手続についても、別の電子調達共同システム（CALS/E C）により共同運用。

① 背景・経緯

- ✓ 平成13年に、国の「e-Japan戦略」「e-Japan重点計画」が策定（IT革命の推進）。
- ✓ 各自治体が、単独で、システム開発・運用、専門的な人材の確保等を図ることが困難であったことから、平成15年に「あいち電子自治体推進協議会」を設立。
- ✓ 平成20年に入札参加資格申請システム、入札情報サービスシステム、電子入札・公開見積競争システムの運用を開始。

② 導入目的・期待効果

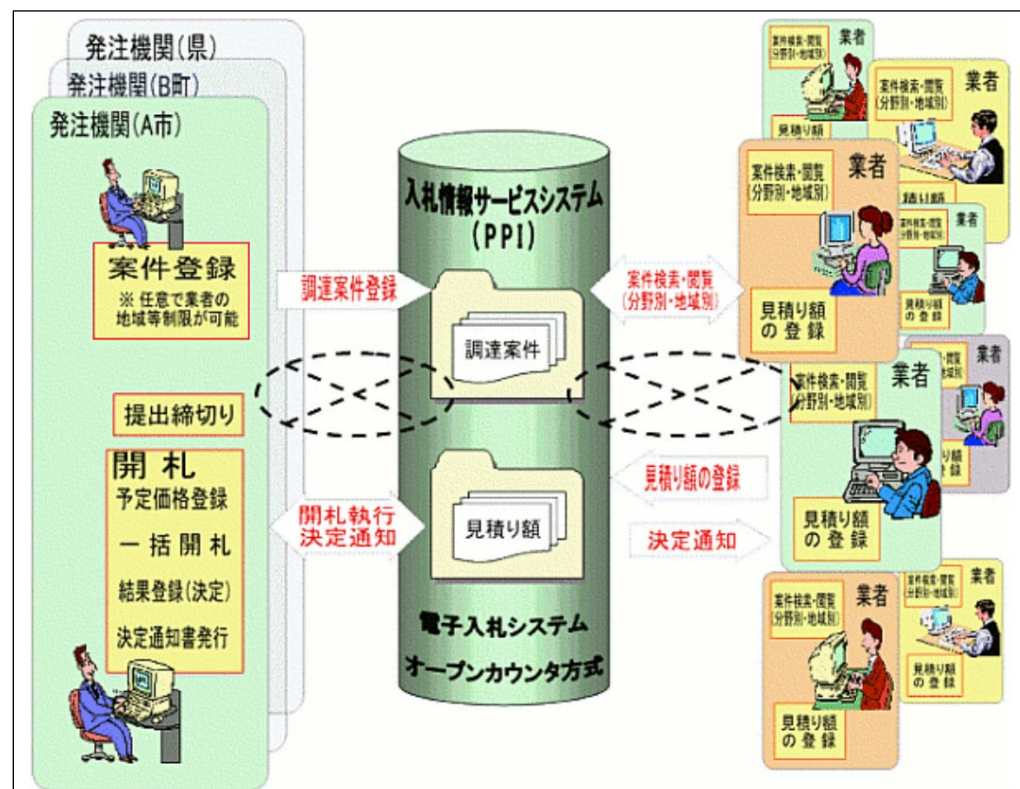
- ✓ **発注機関への移動時間や頻度が減少**することなどにより、業者のコストが軽減。
- ✓ 統一システムの運用により、複数の共同システム参加**団体間で重複していた事務を排除**でき、受発注者双方の利便性が大幅に向上。
- ✓ 共同システム参加**団体の案件情報や調達結果情報などがインターネット上で横断的に検索・確認**できるため、利便性が向上し、透明性も確保。

③ 入札参加資格申請の電子化・共通化

- ✓ 入札参加資格申請を電子化するとともに、**共通申請内容や有効期間を団体間で統一**。複数団体への一括申請が可能。
- ✓ 併せて、**従来の手続と比べ、添付書類を大幅に削減**。

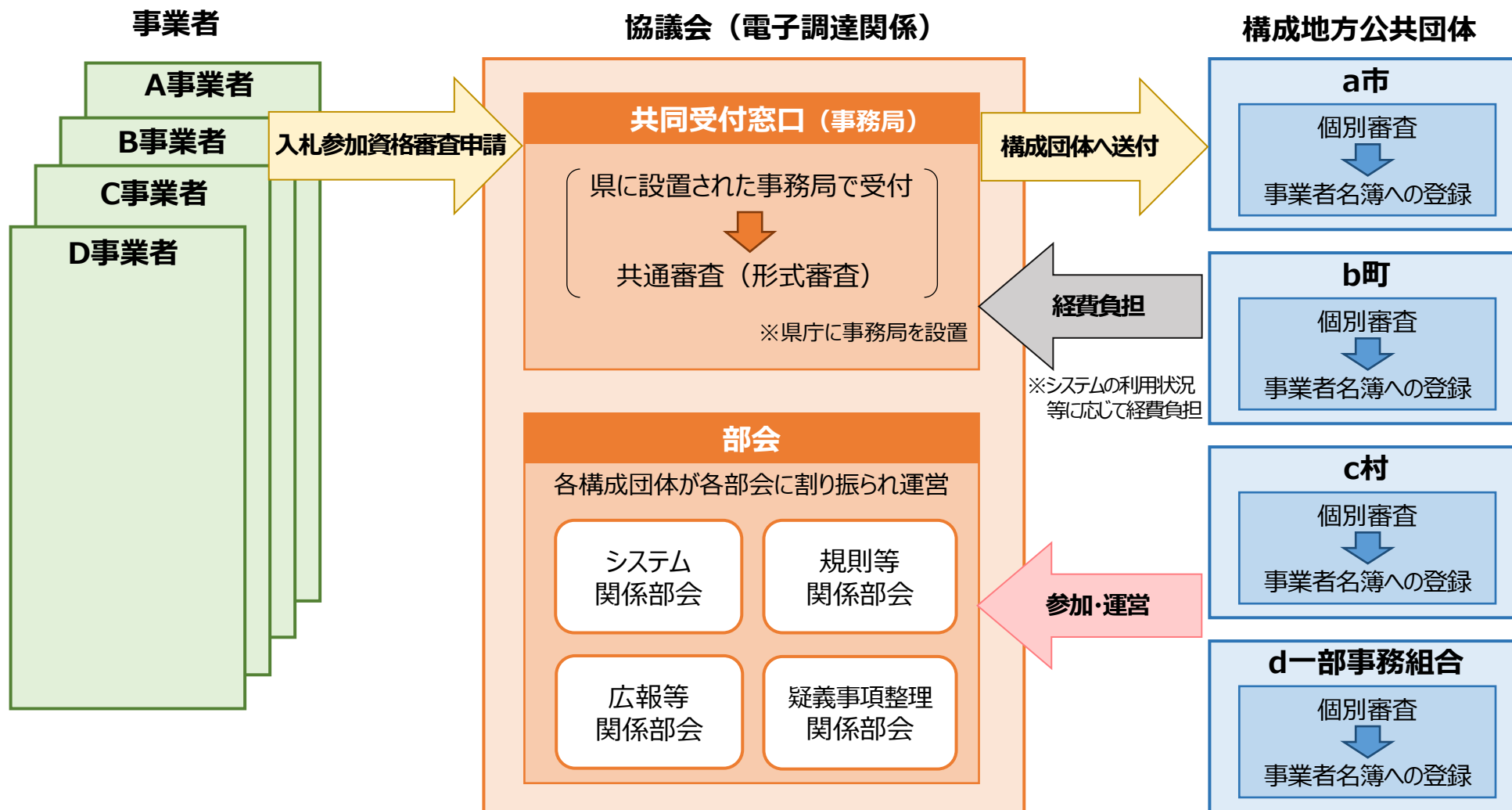
④ 調達案件情報の閲覧・入札の電子化

- ✓ 各自治体からの入札案件の検索、申請受付、入札書提出、結果通知確認等を共通の電子調達システムを通じて行うことが可能。



地方公共団体における入札参加資格審査の共同受付体制の例（B県の例）

- B県においては、**県、県内市町村及び一部事務組合が協議会を設立し、共同で入札参加資格審査申請を受付**。協議会事務局において入札参加資格の共通審査（構成団体の共通項目の形式審査）を行い、各構成団体が個別審査を行っている。
- 協議会においては、**システム関係、規則関係、広報関係、疑義事項整理関係の部会を設置**。部会は、**年度ごとに割り振られた各構成団体が運営**。各構成団体は、**システムの利用状況等に応じて、協議会の運営やシステムの運用に要する経費を負担**。

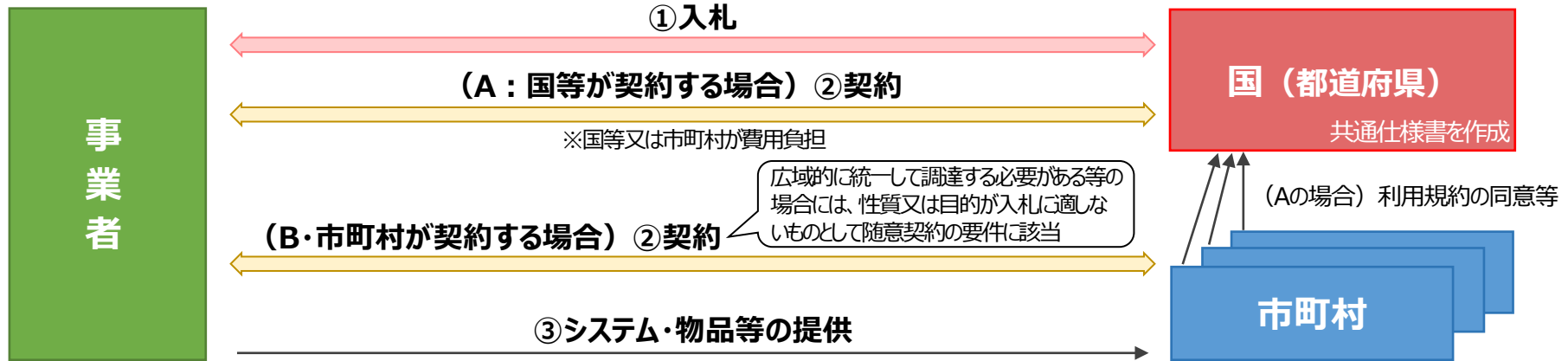


市町村による共同調達について

- 市町村がシステムや物品等の調達を共同で行う手法として、以下が考えられる。**いずれも、現在の地方自治法の規定で可能である。**
- 共同調達については、市町村にとって**調達に係る負担軽減やコスト削減などのメリット**が期待される。一方で、**共同調達を進めていくためには**、
 - ・ 国（都道府県）が相手方を選定する場合には、**国（都道府県）と市町村の連携**
 - ・ 市町村が共同で相手方を選定する場合には、**市町村相互間の連携や都道府県による支援が重要**となる（共通仕様書を定めるに際し、ユーザーである市町村の合意形成を図ることなど）。

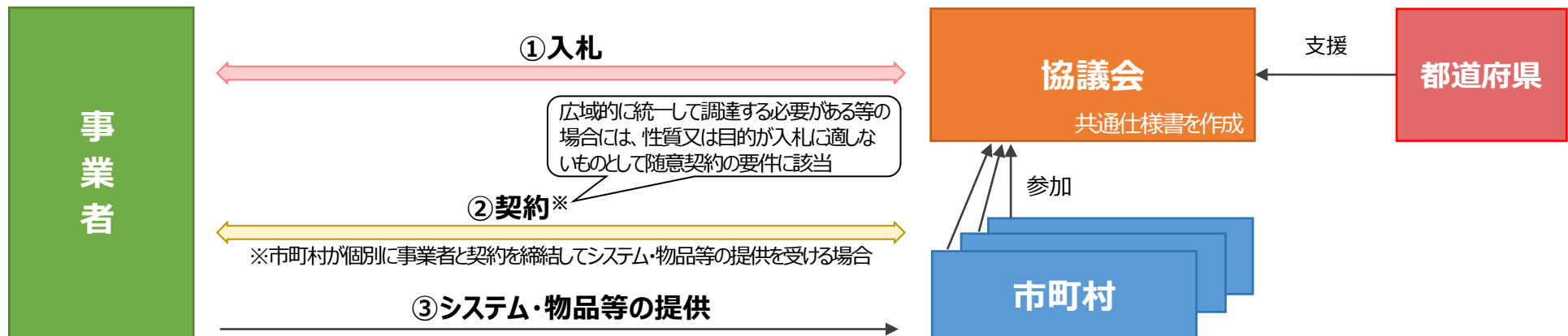
I 国（都道府県）が契約の相手方を選定

【例】国によるVRS（新型コロナウイルスワクチン接種記録システム）の調達（負担金はなし）



II 市町村が共同で契約の相手方を選定

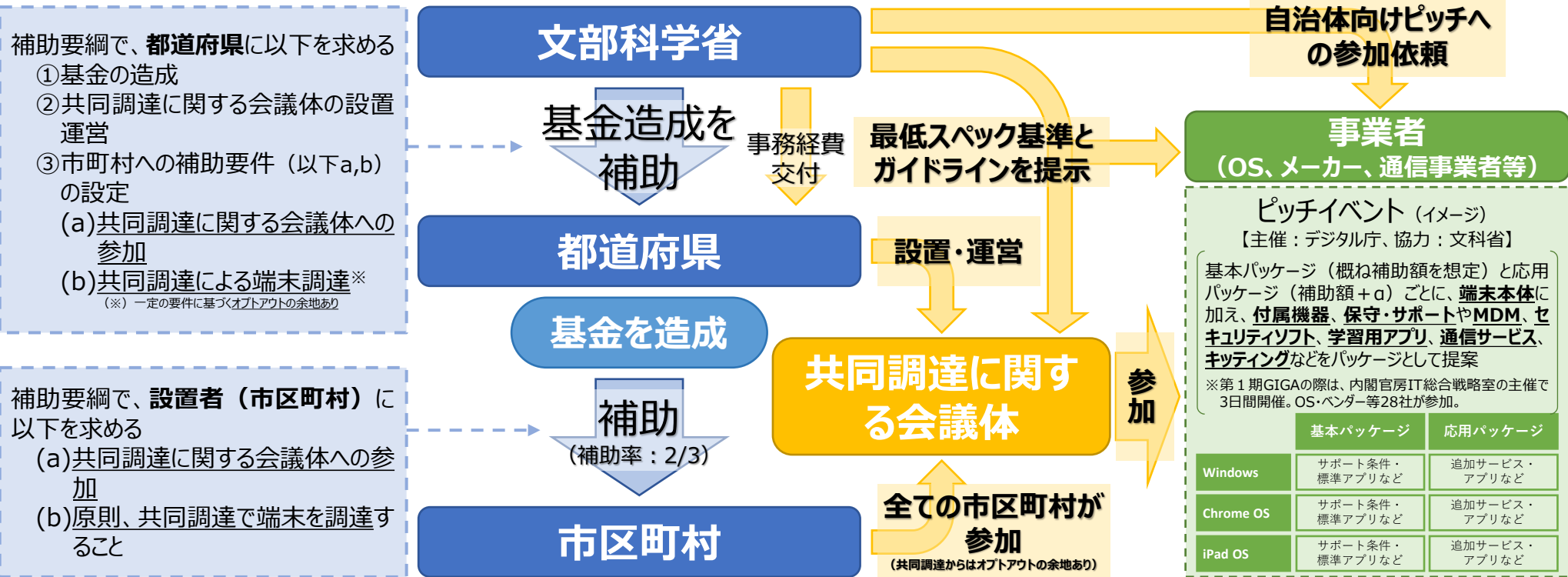
【例】都道府県単位での統合型校務支援システムの調達、GIGAスクール端末の調達



端末の共同調達 (イメージ)

本資料は現時点で検討・調整中の事項を含むイメージである

デジタル行財政改革会議 (第2回) 資料3 (文部科学省資料)



共同調達の流れ (イメージ)

- ① 会議体の立ち上げ** 都道府県及び域内の市区町村で共同調達に関する会議体を立ち上げ
- ② 需要調査** 市区町村の端末調達の需要や希望OS、オプションなどを調査
- ③ 共通仕様書作成** 市区町村の意向を踏まえつつ、端末やオプション内容などを統一した共通仕様書を作成 (この過程でオプトアウトも発生)
- ④ 公告・審査・契約** 共通仕様書に基づき公告実施

国のアドバイザも適宜活用

- 国の最低スペック基準とガイドラインやピッチイベントで示されたパッケージを参照しつつ、それぞれの地域の実情に応じ、共通仕様 (スペック、標準アプリ、キッキング内容等) を策定
- 国の定める理由に合致すればオプトアウト可

オプトアウトの理由 (案)

- 高度な教育を行うため、共通仕様より高スペックの端末を導入する必要がある
- 周辺機器等を独自に調達する必要がある
- 共同調達に参画せずとも十分に価格交渉を行うことが可能な規模がある (政令市を想定) 等